

ただし、精算方法・内容等については、その都度、別途協議する。

(平常時における協力体制)

第6条 災害時に相互協力が円滑に行えるよう、平常時において、定期的に連絡会議を開催するなどして、防災資機材の共有、自主防災委員等の交流その他防災に関する相互協力を積極的に進めるよう努める。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

2 この協定書は甲及び乙の合意に基づき随時改定することができる。

(協定期間)

第8条 この協定期間は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までとし、期間満了3ヶ月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示が無い場合は、期間満了の翌日より1年間延長し、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年1月1日

(甲) 神奈川県川崎市幸区戸手四丁目10番2号

戸手多摩川町内会長

(乙) 神奈川県川崎市幸区戸手四丁目9番1号

多摩川サンハイツ

管理組合理事長